

## 第 348 回月例会・報告概要

開催日：2017 年 1 月 21 日（土曜日） 10：00～

報告者：石田 眞得（関西学院大学）

テーマ：インサイダー取引規制の最近の状況

報告者コメント：インサイダー取引に関する規制は、頻繁に法令の改正を経ているが、近年は、組織再編行為や「知る前契約・計画」など、規制の適用除外に関し重要な法令等の改正が行われている。そこで、本報告では、平成 24 年以降の改正内容について概要を検討し、インサイダー取引規制の適用範囲を確認することとしたい。

-----  
報告概要：

### I 総説

- (1) インサイダー取引の規制対象となる重要事実  
会社関係者 →金商法 166 条 2 項  
公開買付者等関係者 →金商法 167 条 2 項
- (2) 軽微基準・重要性基準
- (3) インサイダー取引規制の趣旨
- (4) 最近の動き
  - ・法改正 ー平成 24 年、25 年
  - ・判例 ー最決平成 27・4・8 刑集 69・3・523、最決平成 28・11・28 資料版商事法務 393 号

### II 平成 24 年改正

1. 純粋持株会社等に係る軽微基準・重要性基準の見直し
  - (1) 改正の背景
  - (2) 改正内容
    - (a) 特定上場会社等の定義（取引規制府令 49 条 2 項の新設）
    - (b) 軽微基準・重要性基準の変更事項 連結決算ベース
    - (c) 投資家への周知方法
2. 他社株公開買付けにおける公開買付け等事実に係る公表措置の見直し
  - (1) 改正前の公表措置  
金商法 167 条 2 項・施行令 30 条 →TDnet での公表の取り扱い
  - (2) 改正の背景
  - (3) 改正の内容
    - (a) 上場会社等が公開買付者等となる場合 施行令 30 条 1 項 2 号・3 号ハ
    - (b) 上場会社等以外の者が公開買付者等となる場合  
対象会社または公開買付者等の親会社を通じた TDnet による開示（金商法 167 条 4 項 4 号）  
→協力が得られない場合は従来通り
3. 組織再編に係るインサイダー取引規制の運用関係の見直し
  - (1) 改正内容
    - ①合併・会社分割による承継（金商法 166 条 1 項、同条 6 項 8 号～10 号、167 条 1

項、同条5項10号~12号、施行令33条の3、33条の4)

②対価としての自己株式の交付（金商法166条6項11号、167条5項13号）

(2) 上記①についての改正の内容

(a) 従来の方考え方

(b) 平成23年WG報告の提言

(c) 改正内容

i 合併・会社分割による承継を「売買等」に追加 金商法166条1項本文

ii 適用除外事由

ア 承継資産に占める特定有価証券等の割合が低い場合 金商法166条6項8号、取引府令58条の2

イ 重要事実を知る前の合併等の決議があった場合 金商法166条6項9号

ウ 新設分割の場合（共同新設分割を除く） 金商法166条6項10号

(3) 上記②についての改正の内容

(a) 従来の方考え方

(b) 改正の根拠

III 平成25年改正（投資法人関係を除く）

1. 公開買付者等関係者の範囲の拡大

(1) 改正の背景

(2) 改正の内容

公開買付の被買付企業およびその役員を公開買付者等関係者として位置づけ（金商法167条1項5号）

2. 重要事実を知っている者同士の取引に係る適用除外の見直し

(1) 改正の背景

(2) 改正の内容

重要事実を知る会社関係者同士の相対取引を適用除外化（金商法166条6項7号）

3. 公開買付等事実の情報受領者に係る適用除外の新設

(1) 改正の背景

(2) 改正の内容

(a) 情報の非対称を解消する方法 金商法167条5項8号

(b) 有用性の喪失／一定期間の経過 金商法167条5項9号

IV 知る前契約・知る前計画の適用除外の拡張

(1) 改正の背景

(2) 改正の内容

取引府令59条1項、63条1項に包括規定（14号）を追加

V 対抗買いに係る適用除外の解釈の明確化ーガイドライン

(1) 改正の背景

(2) ガイドラインの新設

①公開買付等があることについての合理的根拠、②対抗買いの目的を要件にて適用除外とした。

以 上